



# 島根県報

平成29年4月21日（金）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の供用開始

（道路維持課） 2

**告 示**

**島根県告示第235号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村下須1205番7地先から同581番1地先まで	メートル 18.60	平成29年 4月21日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	安来木次線	安来市安来町64番1地先から同市切川町944番1地先まで	215.00	平成29年 4月21日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	西伯伯太線	安来市伯太町須山福富1058番1地先から同地先まで	108.00	平成29年 4月21日		